

令和6年度 清明小学校 PTA 総会資料

電子・書面表決書提出期限 令和6年4月22日(月)

複数のお子様が在籍している場合、下の学年のお子様でご提出ください。

◆◆◆ 総 会 次 第 ◆◆◆

議 事

- 第1号議案 ①令和5年度 PTA 事業報告
②令和5年度会計報告・監査報告
- 第2号議案 令和6年度 PTA 役員及びスマイルクラブリーダー案
- 第3号議案 PTA 会則の改正について
- 第4号議案 ①令和6年度 PTA 事業計画案
②令和6年度 PTA 予算案

【第1号議案-①】

令和5年度 福井市清明小学校PTA事業報告

月	日	運営委員	日	スマイルクラブ	日	全会員
4	13	運営委員会①				
	30	PTA総会 資料配布	30	前期制服・体操服回収	30	PTA総会(電子・書面審議)
					30	情報モラル講習会
5	10	PTA総会 書面議決日	9	スマイルせいめいVol.42打ち合せ		
	16	PTA総会書面表決結果報告	11	前期制服・体操服リサイクル実施 (回収・仕分け、希望のお便り配布、制服・体操服の配布)		
	20	市P連 総会				
	20	県P連 総会				
			21	看板撤去(看板の現状を調査)		
6			11	看板撤去(実施打ち合わせ)		
			23	給食参観	23	給食参観
7	18	運営委員会②				
			19	スマイルせいめいVol.42発行		
	20	地区別研修会				
8	5	危険箇所点検				
	24	Cブロック事業(情報モラル講習会)				
9	21	運営委員会③				
	24	Cブロック事業(サイエンスショー)			24	Cブロック事業(サイエンスショー)
10	1	親子奉仕作業	1	親子奉仕作業	1	親子奉仕作業
	1	看板撤去	1	看板撤去(壊れた看板の回収・処分)		
	21	PTA東海北陸ブロック福井大会	20	後期制服・体操服回収		
	27	子育てサミット				
11			15	後期制服・体操服リサイクル実施 (就学時健康診断にて配布)		
12	2	県P連 研究大会			4	令和6年度役員募集
	2	市P連 研究大会				
1					9	令和6年度役員投票実施(5年生)
	23	PTA役員選出委員会				
			26	スマイルせいめいVol.43打ち合せ		
2			5	能登半島地震義援金募金活動(~8日)		
	15	運営委員会④				
3					4	令和6年度スマイルクラブ募集
			11	スマイルせいめいVol.43発行		
	21	新旧PTA引継ぎ	21	新旧PTA引継ぎ		

その他 ・リサイクルウィーク【毎月最終週の(月)~(金)】にアルミ缶を回収。
 ・同時に朝のあいさつ運動を実施。

令和5年度 PTA一般会計報告

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
会費	1,670,400	1,395,183	△ 275,217	月額300円(児童・教職員)※10ヶ月分(4~1月)
繰越金	100	100	0	前年度からの繰越金
助成金	0	0	0	
雑収入	1	1	0	預金利息
合計	1,670,501	1,395,284	△ 275,217	

支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
事務費	75,000	27,406	47,594	
会議費	0	0	0	
印刷消耗費	40,000	3,612	36,388	
備品維持	15,000	11,550	3,450	
庶務費	20,000	12,244	7,756	
事業費	230,000	242,030	-12,030	
広報費	200,000	201,600	△ 1,600	広報紙「せいめいプレス」7月・3月発行
活動費	30,000	40,430	△ 10,430	親子奉仕作業活動費、看板撤去
負担費	200,000	194,420	5,580	市P連分担金、県P連安全会費
研修費	50,000	48,960	1,040	PTA校外活動助成費
渉外費	90,000	53,800	36,200	
渉外費	50,000	53,800	△ 3,800	入学式・卒業式生花
慶弔費	40,000	0	40,000	
環境費	480,000	357,511	122,489	消毒衛生費、給食関係消耗費等
児童費	520,000	471,151	48,849	
児童会助成費	50,000	10,015	39,985	行事用シール・材料、卒業式花束
記念品費	170,000	160,616	9,384	卒業記念品、卒業証書ホルダー、卒業生コサージュ
図書館充実費	300,000	300,520	△ 520	児童図書
予備費	25,502	0	25,502	
合計	1,670,502	1,395,278	275,224	

収入額	支出額			
差引残高	1,395,284	-	1,395,278	= 6

清明小学校PTA一般会計について監査したところ、帳簿等は正確に処理されており、かつ証拠書類も整っておりますので、適正な経理が実施されたと認めます。

令和6年 3月 21 日

監査委員

藤澤百合子

濱崎留美

令和5年度 PTA特別会計報告

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
繰越金	1,536,927	1,536,927	0	前年度からの繰越金
事業収益	100,000	49,280	△ 50,720	資源回収アルミ缶代
雑収入	10	12	2	利子
合 計	1,636,937	1,586,219	△ 50,718	

(A)

支出の部

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
備品整備費	120,000	189,860	△ 69,860	児童用ラック、マイクスタンド、折りたたみテント
創立40年記念事業費	-	-		
その他	300,000	34,389	265,611	除雪作業協力費
予備費	1,315,715	0		
合 計	1,735,715	224,249	1,511,466	

(B)

収入金額(A)	支出総額(B)	
差引残高	1,586,219	- 224,249 = 1,361,970

清明小学校PTA特別会計について監査したところ、帳簿等は正確に処理されており、かつ証拠書類も整っておりますので、適正な経理が実施されたと認めます。

令和6年 3月 21日

監査委員

藤澤 百合子 

滝崎 留美 

【第2号議案】令和6年度 清明小学校 PTA 役員・スマイルクラブリーダー（案）

※個人情報が含まれていますので、

学校からのお便り

「令和6年度PTA総会資料の電子・書面表決について」の裏面でご確認ください。

【第3号議案】

PTA 会則の改正について

会員の負担軽減および事業の効率化のため、以下の通り、PTA 会則の改正について提案します。

	第6条について
改正前	第6条 会費は児童1人あたり月額300円とする。
改正案	第6条 会費は児童1人あたり月額 <u>250円</u> とする。

清明小学校 PTA では、事業を精選し、会合を減らす等、会員の負担軽減に積極的に取り組んできました。その結果、活動の合理化や効率化が進んだため、PTA 会費を減額しても今後の PTA 各種事業を実施できると判断しました。よって、児童一人あたり月額250円とすることを提案します。会費につきましては今後も随時見直していきたいと考えています。

	第3条(1)について
改正前	(1)第2条の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、他の社会教育団体および機関と協力して、児童の福祉増進のために活動する。
改正案	(1)第2条の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、 <u>必要に応じて</u> 他の社会教育団体および機関と協力して、児童の福祉増進のために活動する。

第3条の(1)につきまして、「他の社会教育団体および機関と協力して活動する」との記述がありますが、他の社会教育団体および機関と協力する場合には、その必要性を十分に判断した上で行う必要があると考え、「必要に応じて」という文言を加えます。

	第8条(2)について
改正前	(2)副会長若干名… <u>女性代表(1名)を兼ねる</u> (保護者)
改正案	(2)副会長若干名 (保護者)

	第10条(2)について
改正前	(2)副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代理をつとめる。 女性代表をつとめ、関係機関との連絡調整にあたる。
改正案	(2)副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代理をつとめる。 <u>必要に応じて女性代表をつとめ</u> 、関係機関との連絡調整にあたる。

第8条の(2)および第10条の(2)につきましては、副会長が女性代表を務めると定められています。女性代表というのは市のPTA連合会の役職であり、本校PTAの副会長が必ず女性代表に就任するものではないため、必要に応じて女性代表を務めると表現を改めます。

	第9条(1)について
改正前	(1) 役員は役員選考委員会で選考し、全体委員会で決定する。
改正案	(1) 役員は役員選考委員会で選考し、 <u>運営委員会で決定する。</u>

第9条(1)につきまして、役員は、役員選考委員会で選考したのちに全体委員会で決定することになっていますが、会員の負担軽減のため、運営委員会で決定するよう改めます。

	第16条について
改正前	第16条 運営委員会は、本会の役員(会計監査を除く)、 <u>常任委員会</u> のリーダー、校長、教頭をもって構成し、予算の立案、年度事業計画その他必要事項について審議する
改正案	第16条 運営委員会は、本会の役員(会計監査を除く。 <u>ただし、会計監査に影響がないと会長が認める場合に限り会計監査も参加することができる</u>)、常任委員のリーダー、校長、教頭をもって構成し、予算の立案、年度事業計画その他必要事項について審議する。

第16条につきましては、会計監査はその中立性を保つために、運営委員会には参加できないことになっています。しかし、役員的人数が少なく、今後増員することも困難であるため、可能であれば会計監査の方にもお手伝いいただきたいと考えています。そのため、本人に参加の希望があり、なおかつ、活動内容が監査に影響がないと会長が認める場合においては、会計監査の方も参加ができるよう改めます。

	第12条について
改正前	第12条 毎年4月に総会を開き、次の事項について審議する。
改正案	第12条 毎年4月に <u>召集、書面または電磁的方式による総会</u> を開き、次の事項について審議する。

第12条につきましては、毎年4月に総会を開くことが記されているものの、その開催方法についての記載がないので、書面による総会やインターネットなどを用いた電磁的方式による総会も可能であることを明記します。

	第14条について
改正前	第14条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て決する。
改正案	第14条 総会の決議は、 <u>参加者</u> の過半数の同意を得て決する。

	第21条について
改正前	第21条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
改正案	第21条 本会則は、総会において <u>参加者</u> の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第14条と第21条につきましては、総会の決議の方法について記されており、現在、出席者の過半数（会則の改正については3分の2以上）と定められているところ、書面や電磁的方式による総会の場合を考え、出席者ではなく、参加者と改めます。

	第18条について
改正前	常任委員は4月、12月に募集する。
改正案	常任委員は4月 <u>および12月以降</u> に募集する。

第18条につきましては、常任委員の募集の時期が定められておりますところ、12月に募集することが困難な場合もあるため、「12月」を「12月以降」と改めます。

会則の改正案としては以上となります。

福井市清明小学校 P T A 会 則 (案)

第 1 章 名称

第 1 条 本会を福井市清明小学校 P T A と称し、事務所を清明小学校に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。

- (1) 家庭、学校及び地域社会の連絡を密にし、児童の福祉を増進する。
- (2) 会員の教養を高めるとともに、相互の親睦を深める。
- (3) 学校及び地域社会の教育的環境の整備・浄化をはかる。

第 3 章 活動方針

第 3 条 本会は、児童の教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 第 2 条の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、必要に応じて他の社会教育団体および機関と協力して、児童の福祉増進のために活動する。
- (2) 特定の政党・宗派に偏らず、また営利的な行為は行わない。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は、清明小学校に在籍する児童の保護者と、同校教職員とする。

第 5 章 会計

第 5 条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第 6 条 会費は児童 1 人あたり月額 2 5 0 円とする。

第 7 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 6 章 役員

第 8 条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
- (2) 副会長若干名 (保護者)
- (3) 庶務 2 名 (保護者・教職員各 1 名)
- (4) 会計 2 名 (保護者・教職員各 1 名)
- (5) 会計監査 2 名 (保護者)

第 9 条 役員を選出、就任及び任期は次の通りとする。

- (1) 役員は役員選考委員会で選考し、運営委員会で決定する。
- (2) 役員選考委員会の構成は学校役員を除く運営委員とする。
- (3) 選出された役員は新年度より就任し、その任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(4) 役員の補充は、運営委員会において選出し、その任期は前任者の残余期間とする。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長 本会の代表者であって、全体委員会・運営委員会・役員会を司会し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代理をつとめる。必要に応じて女性代表をつとめ、関係機関との連絡調整にあたる。
- (3) 庶務 会長の指示に従い、本会に関する事務を行う。
- (4) 会計 本会の全ての金銭の収支を正確に行い、4月総会において会計監査を得た決算報告をする。
- (5) 会計監査 本会の会計を監査し4月総会において監査結果を報告する。

第7章 会合

第11条 会合は総会・全体委員会・運営委員会・役員会および常任委員会、地区会議とする。

第12条 毎年4月に召集、書面または電磁的方式による総会を開き、次の事項について審議する。

- (1) 前年度の事業経過報告と承認
- (2) 決算報告および会計監査報告とその承認
- (3) 新年度役員への報告
- (4) 新年度事業計画および予算案の承認
- (5) その他必要事項

第13条 会長が必要と認めるときは臨時に総会を開くことができる。

第14条 総会の決議は、参加者の過半数の同意を得て決する。

第8章 委員会

第15条 全体委員会は、運営委員および常任委員で構成し、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 運営委員会から提出された議案
- (3) その他必要事項

第16条 運営委員会は、本会の役員(会計監査を除く。ただし、会計監査に影響がないと会長が認める場合に限り会計監査も参加することができる)、常任委員会のリーダー、校長、教頭をもって構成し、予算の立案、年度事業計画その他必要事項について審議する。

第17条 常任委員会は本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案し運営する。

第18条 常任委員は4月および12月以降に募集する。

第19条 必要に応じ特別委員会を置くことができる。特別委員会は、運営委員会にはかり校長の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第9章 個人情報保護の取扱い

第20条 本会がP T A活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「清明小学校P T A個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第10章 会則の改正

第21条 本会則は、総会において参加者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

- (1) 本会則は、昭和57年5月22日より実施する。
- (2) 必要に応じ、運営委員会で検討して内規を定めることができる。
- (3) 顧問を置くことができる。
- (4) 平成元年4月22日一部改正する
- (5) 平成3年4月20日一部改正する
- (6) 平成8年4月19日一部改正する
- (7) 平成14年3月12日一部改正する
- (8) 平成17年3月8日一部改正する
- (9) 平成18年3月7日一部改正する
- (10) 平成20年2月18日一部改正する
- (11) 平成31年4月25日一部改正する
- (12) 令和4年4月22日一部改正する
- (13) 令和6年 月 日一部改正する

【第4号議案①】

令和6年度 福井市清明小学校PTA事業計画(案)

月	日	運営委員	日	スマイルクラブ	日	会員
4	16	運営委員会①			9	令和6年度スマイルクラブ募集
	17	PTA総会の案内配布			17	PTA総会(電子・書面審議)
	22	PTA総会 書面議決メ切				
	26	PTA総会書面表決結果報告	27	前期制服・体操服回収(授業参観日)	27	情報モラル講演会
5		市P連 総会		スマイルせいめいVol.44打ち合せ		
		県P連 総会		制服体操服リサイクル準備(希望のお便り配布、抽選・仕分け)		
6		運営委員会②		前期制服・体操服リサイクル実施		
		給食参観		給食参観		給食参観
7						
		地区別研修会		スマイルせいめいVol.44発行		
8		危険箇所点検				
9		運営委員会③		制服リサイクル打ち合わせ		
				スマイルせいめいVol.45打ち合せ		
				親子奉仕作業打ち合わせ		
10		親子奉仕作業		親子奉仕作業		親子奉仕作業
		子育てサミット		後期制服・体操服回収(授業参観日)		
11				後期制服・体操服リサイクル実施 (就学時健康診断日に新入生の保護者に配布)		
		市P連Cブロック事業				市P連Cブロック事業
12		県P連 研究大会		後期制服・体操服リサイクル実施 (1年生～6年生)		令和7年度役員募集
		市P連 研究大会				
1		役員選考委員会				令和7年度役員投票(役員が足りない場合に5年生の保護者で実施)
2		運営委員会④				
						令和7年度スマイルクラブ募集
3				スマイルせいめいVol.45発行		
				制服・体操服回収(卒業生)		
		新旧PTA引き継ぎ		新旧PTA引き継ぎ		

その他 ・アルミ缶回収ウィーク【毎月最終週の(月)～(金)】にアルミ缶を回収。同時に朝のあいさつ運動を実施。

【第4号議案—②】

令和6年度 清明小学校PTA「一般会計」予算案
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	R5年度予算額	R5年度決算額	比較	備 考
会 費	1,341,000	1,670,400	1,395,183	△ 275,217	月額250円(児童419名・教職員28名)※12ヶ月分
繰 越 金	6	100	100	0	前年度からの繰越金
助 成 金	0	0	0	0	市PTA事業補助
雑 収 入	1	1	1	0	預金利息
合 計	1,341,007	1,670,501	1,395,284	△ 275,217	

支出の部

項 目	本年度予算額	R5年度予算額	R5年度決算額	比較	備 考
事務費					
小計	70,000	75,000	27,406	47,594	
会議費	0	0	0	0	
印刷消耗費	40,000	40,000	3,612	36,388	プリンターインク・マスター
備品維持	15,000	15,000	11,550	3,450	備品管理費
庶務費	15,000	20,000	12,244	7,756	
事業費					
小計	230,000	230,000	242,030	△ 12,030	
広報費	200,000	200,000	201,600	△ 1,600	広報紙「スマイルせいめい」7月・3月発行
活動費	30,000	30,000	40,430	△ 10,430	親子奉仕作業活動費
負担費					
負担費	200,000	200,000	194,420	5,580	市P連分担金、県P連安全会費
研修費					
研修費	50,000	50,000	48,960	1,040	PTA校外活動助成費
渉外費					
小計	70,000	90,000	53,800	36,200	
渉外費	50,000	50,000	53,800	△ 3,800	入学式・卒業式生花
慶弔費	20,000	40,000	0	40,000	御香料、供花
環境費					
環境整備費	300,000	480,000	357,511	122,489	消毒衛生費、給食関係消耗費等
児童費					
小計	400,000	520,000	471,151	48,849	
児童会助成費	30,000	50,000	10,015	39,985	行事用シール・材料、卒業式花束
記念品費	170,000	170,000	160,616	9,384	卒業記念品、卒業証書ホルダー、卒業生コースジュ
図書館充実費	200,000	300,000	300,520	△ 520	児童図書
予備費					
予備費	21,007	25,502	0	25,502	
合 計	1,341,007	1,670,502	1,395,278	275,224	

令和6年度 清明小学校PTA「特別会計」予算案
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位:円)

項 目	今年度予算額	R5年度予算額	R5年度決算額	比較	備考
繰 越 金	1,361,970	1,536,927	1,536,927	0	前年度からの繰越金
事業収益	50,000	100,000	49,280	△ 50,720	資源回収アルミ缶代
雑 収 入	10	10	12	2	利子
合 計	1,411,980	1,636,937	1,586,219	△ 50,718	

支出の部

項 目	今年度予算額	R5年度予算額	R5年度決算額	比較	備考
備 品 整 備 費	120,000	120,000	189,860	△ 69,860	
その他	300,000	300,000	34,389	265,611	除雪作業協力費
予備費	991,980	1,315,715	0	1,315,715	
合 計	1,411,980	1,735,715	224,249	1,511,466	